

## 浜松市児童館に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市児童館条例（昭和54年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市児童館条例施行規則（昭和54年浜松市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用予定人数が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (4) 条例第8条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第8条第1号に規定する「児童の健全な遊びを阻害し、又は児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき」とは、児童館における遊びの自由を保障することの重要性よりも、児童館で遊ぶことにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全性が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険度の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかでない差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

### (利用許可の取り消しに係る処分基準)

第4条 条例第11条第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第9条第2項の規定に違反して使用料を納付しないとき。
- (2) 条例第10条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 規則第11条各号に規定する遵守事項に違反したとき。
- (4) 規則第12条の規定による職員の入室を拒んだとき。

### (利用許可の取消しに係る標準処理期間)

第5条 条例第11条に基づく利用許可の取消しは、即日処理するものとする。

### (利用許可の変更申請に係る標準処理期間)

第6条 規則第7条に基づく利用許可の変更申請は、即日処理するものとする。

附則

この要綱は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

(改正) 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。